

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等について

1 基本的な考え方

避難行動要支援者名簿の作成目的は、「避難の支援、安否の確認その他の要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする」ことである。

災害の中には、台風や津波等その原因となる自然現象の発生から実際に被害が生じるまでの間に一定の時間的猶予があるものもあり、こうした災害については、その発生のおそれが明らかになった時点で、名簿情報に基づき速やかに避難支援を行い、要支援者を指定緊急避難場所等の安全な場所へと避難させることができるよう、各種名簿を整備する。

また、地震のように、突発的に被害をもたらす災害が発生した場合には、自力での避難が著しく困難である要支援者は被災家屋に取り残されている蓋然性が高いことから、このような場合には、名簿情報に基づき速やかに安否の確認を行い、その結果に基づき的確な救出活動を実施することも視野に入れる。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 要支援者の定義及び範囲

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

対象者の範囲	
障がい者	身体障がい者（視覚、聴覚、1級から3級までの肢体不自由）
	知的障がい者（療育手帳を所持している）
	精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を所持している）
高齢者	70歳以上の一人暮らしの人
	70歳以上の高齢者のみの世帯
	要介護3以上の認定を受けている人
難病疾病のある人	難病認定を受けている人
その他	民生委員児童委員が実施する「高齢者訪問事業」において、災害時の避難支援を希望する人
	上記以外の理由で、避難支援が必要と認められる人で、支援を希望する人（P4「まちづくり市民円卓会議における意見」参照）

※ 平成22年に実施した「まちづくり市民円卓会議」の中で意見があった「避難支援の対象者」

- ・ 家族が昼間仕事等に出かけていて、その時間帯に一人になる上記以外の高齢者や子ども
- ・ 妊婦や乳幼児のいる家庭
- ・ 病気やケガ等で、自宅療養中の人
- ・ 特定の疾病等が要因で、避難行動ができない人（慢性疾患・ペースメーカー・酸素吸入器が必要な人等）
- ・ 過去に経験した災害によって精神的ショックを受け、適切な避難行動が取れない人
- ・ 周囲から避難を促されても、避難しようとならない人
- ・ 日本語が理解できない外国人
- ・ 自治組織に入会していない等、地域とのつながりのない人、または、つながりの薄い人（職場の寮に住む従業員・別荘に住む人・自宅に引きこもっている人等）
- ・ マンション高層階の住人で、非常階段での移動に介助が必要な人 など

(2) 対象者の抽出

市は、対象となる要支援者を把握するため、次の台帳等の情報を市内部で利用し、対象者を抽出する。

- ア 住民基本台帳（自治振興部市民課所管）
- イ 身体障害者手帳台帳（福祉保健部障害福祉課所管）
- ウ 療育手帳台帳（福祉保健部障害福祉課所管）
- エ 精神障害者保健福祉手帳台帳（福祉保健部障害福祉課所管）
- オ 要介護認定者リスト（福祉保健部高齢介護課所管）
- カ 難病患者等リスト（広島県所管）

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿には以下の情報について記載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 電話番号その他連絡方法
- カ 避難支援等を必要とする事由（身体等の状況）
- キ 上記以外に避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(4) 名簿の種類

ア 避難行動要支援者台帳

市内部で保有する要支援者となり得る者の情報を基に、対象者を抽出し、災害の避難支援を自ら希望する人や、避難支援団体等から提供された情報を加えた台帳

イ 同意者名簿

アを基に、個人情報を選難支援団体等に情報提供することに同意した人の名簿

ウ 不同意者名簿

アを基に、個人情報を選難支援団体等に情報提供することに同意しない人の名簿

(5) 各名簿への記載手順

選難行動要支援者台帳から対象者を抽出し、登録・同意の確認のための調査又は訪問を行う。

調査等の結果、災害時の選難支援を希望し、自ら登録申請書に必要事項を記入し、平常時から選難支援団体等に個人情報を開示することについて同意のあった者については、同意者名簿へ記載し、それ以外の者を不同意者名簿に記載する。

(6) 各名簿の取扱い

ア 選難行動要支援者台帳

平常時においては、市関係部局で共有・管理する。

緊急時（災害時）においては、市の関係部局が共有・管理し、可能な限り、安否確認等に利用する。

また、緊急時（災害時）においては、廿日市市個人情報保護条例第7条第3項第4号及び第11条第1項第4号の規定を適用し、要支援者の個人情報を収集、目的外利用及び選難支援団体等へ提供する。選難支援団体等は、災害が収束した段階において、速やかに選難行動要支援者台帳を市に返却する。

イ 同意者名簿

支援者探しや日ごろの見守り活動に活用するため、選難支援団体等へ提供する。

選難支援団体等は、同意者名簿を破損又は紛失することのないよう、適切に管理するとともに、同意者名簿の更新等の際に市から返還を求められた場合は、速やかに返還する。

ウ 不同意者名簿

市の関係部局が共有・管理し、選難行動要支援者台帳とともに可能な限り安否確認に活用する。

不同意者名簿に記載されている者に対しては、制度への理解を深めてもらうよう、引き続き登録・同意の呼びかけを行う。

登録・同意の呼びかけに当たり、不同意者名簿の情報は、同意しない明確な理由が明らかにされている場合を除き、民生委員児童委員協議会に提供し、高齢者訪問事業等で活用する。

(7) 各名簿の更新

原則として、選難行動要支援者台帳及び同意者名簿並びに不同意者名簿の更新（追加、削除等）は年1回とし、毎年出水期（5月末）を目途に更新するものとする。

その他、適宜、本人又は関係者の届出により、最新の情報に更新する。

3 避難支援団体等への同意者名簿提供

(1) 同意者名簿の提供先

次の避難支援団体等と、個人情報の取扱いについて記した協定書を取り交わし、守秘義務を確保したうえで名簿を提供する。

ただし、エ～カについては、地方公務員としての身分を有し、守秘義務があるため、協定書と取り交わしは行わない。

- ア 一定地域の住民によって組織される町内会・自治会や区、コミュニティ
- イ 廿日市市内の各自主防災組織
- ウ 廿日市市社会福祉協議会
- エ 廿日市市民生委員児童委員協議会
- オ 消防団
- カ 廿日市警察署
- キ その他市長が情報提供することが適当であると認めた団体

(2) 同意者名簿提供の方法

名簿提供については、個人情報を適切に取り扱う観点から、紙媒体の手交を基本とする。

(3) 同意者名簿提供の頻度

年1回程度とする。

(4) 同意者名簿の活用方法

避難支援団体等による名簿の活用方法は次のとおりとする。

避難支援団体	利用方法	
	平常時	緊急時（災害時）
地域自治組織	○要支援者の支援者探しを行う。	○災害時の対処方法について打合せを行うなど、要支援者へのかかわりを強化する。
自主防災組織		
廿日市市社会福祉協議会		
民生委員児童委員協議会		
その他市長が認めた団体		
消防団		○要支援者への情報提供 ○要支援者の避難支援、誘導 ○要支援者の安否確認
廿日市警察署		